

高山市長選挙の不在者投票における投票用紙等の請求について

進学や就職、出張や旅行などにより、滞在先の市区町村（高山市以外の市区町村）で、令和８年８月３０日執行の高山市長選挙の不在者投票をされる方は、下記の方法で投票用紙等の請求をしてください。現住所又は送付希望先に投票用紙等を郵送します。

１．不在者投票期間

- ・選挙期日の告示の日の翌日から選挙期日の前日まで

（令和８年８月２４日（月）から令和８年８月２８日（金）までの滞在先の選挙管理委員会の開庁時間）

※ただし、滞在先の選挙管理委員会が選挙期間中の場合は、８月２９日（土）までの期間について午前８時３０分から午後８時まで投票することができます。受付時間については、滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。

２．請求方法

- （１）請求者本人が【宣誓書・請求書（不在者投票）】に必要事項を記入してください。

※誤送等を防ぐため、「現住所又は送付希望先」欄には、方書（世帯主以外は必須）や部屋番号を必ずご記入ください。

- （２）【宣誓書・請求書（不在者投票）】を郵送（郵送料はご本人の負担となります。）、または直接、高山市選挙管理委員会に提出し、投票用紙等の交付を請求してください。（eメール及びFAX 不可）

- （３）高山市選挙管理委員会は、告示日の翌日（８月２４日）以降、順次投票用紙等を発送します。

３．投票方法

投票用紙等が届いたら、滞在先の市区町村の不在者投票所にご本人が出向き、不在者投票をしてください。

※不在者投票所の場所及び受付時間については、滞在先の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

４．注意事項

投票日（令和８年８月３０日）の午後８時までに高山市の投票所に投票用紙が届く必要がありますので、お早めに投票手続をお願いします。なお、郵送の関係で、投票日までに届かない場合もありますので、その点をご理解のうえ、投票してください。

高山市選挙管理委員会事務局

担当 奥原、谷口、水波

〒５０６－８５５５ 高山市花岡町２－１８

TEL ０５７７－３２－３３３３（代） 内線２０９５

記入例

必ず本人が自書してください。家族等の代筆は無効となります。

宣誓書・請求書（不在者投票）

私は、令和8年8月30日執行の高山市長選挙の当日、下記の事由のいずれかに該当する見込みです。以下は、真実であることを誓い、あわせて投票用紙及び不在者投票封筒を請求します。

令和 8 年 月 日

氏 名	高山 太郎	生年月日	大正 昭和 平成	35 年 8 月 3 日生
現住所又は送付希望先	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1			
電話番号を必ず記入ください。→		電話番号（ 058 ） 272 - 1111		
選挙人名簿に記載されている住所	岐阜県高山市	花岡町2丁目18	番地	
事由（選択不要）				
・ 仕事、学業、冠婚葬祭等 ・ 外出、旅行等 ・ 病気、負傷、出産等 ・ 高山市以外に居住 ・ 天災、悪天候等 ・ その他				

↓ 高山市以外の住所となります。

↑ 住民票の住所となります。

記入不要です。

岐阜県高山市選挙管理委員会 委員長 様

事 務 処 理 欄

	投票区	記 入 不 要	月 日	整理番号
1・2			/	